



## ドイツ連邦財政裁判所による金融取引移転価格に関する判決

ドイツ連邦財政裁判所(Bundesfinanzhof：以下、「BFH」)は2021年10月21日、グループ内金融取引に関するミュンスター財政裁判所の判決(以下、「FGミュンスター」)を覆した2021年5月18日の判決内容を公開しました。

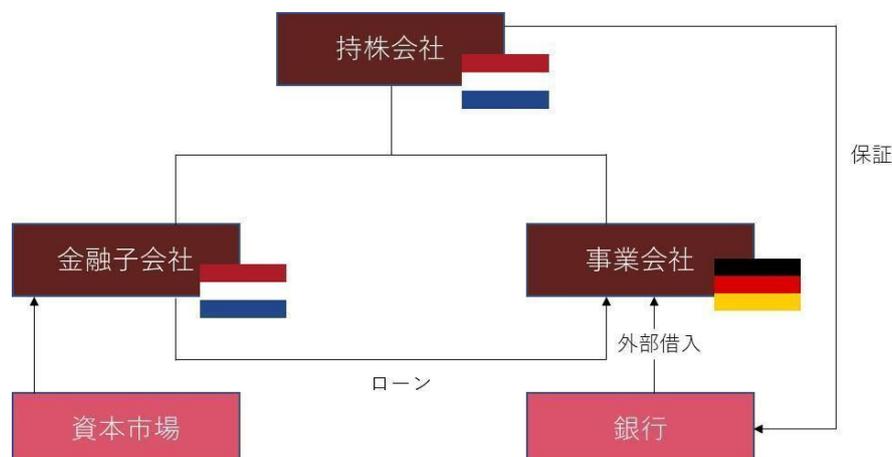
また、2021年10月28日には、グループ内金融取引に関するケルン財政裁判所の判決(以下、「FGケルン」)を覆した2021年5月18日の判決内容を公開しました。

本稿ではこれらの判決の概要に加えて、これらが今後の実務に与える影響について解説します。

### FGミュンスター

#### 背景

オランダの金融会社(以下、「金融子会社」)は、ドイツに拠点を置くグループ会社(以下、「事業会社」)に対して1997年から継続して関連者間ローン(無担保)を実行してきました。当該ローンの金利は4.375%~6.450%に設定されていました。なお、金融子会社は当該ローンを実行するために、資本市場から資金調達するとともに自らの資本(貸借対照表の約3分の1)を使用していました。なお、金融子会社の銀行調達金利は2.6%~4.1%でした。



関連者間ローンの金利を決定するために、納税者は外部CUP法を適用しました。外部CUP法の適用にあたっては、Standard & Poor'sの格付算出ツールを用いて事業会社の格付を「BB」と判断した上で金利を決定し、移転価格文書を作成しました。

## 影響と関連性

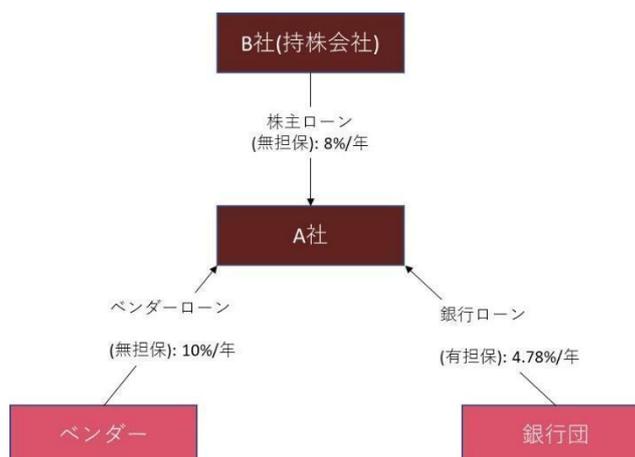
BFHの判決は、さまざまな理由から非常にポジティブに捉えることができます。

- CUP法により独立企業間金利を決定する方法は国際的に一般的であり、ドイツにおいても長年にわたって一般的とされている慣行でした。ドイツ税務調査官はCUP法の適用についてしばしば疑義を呈し、貸手の資金調達コストに着目する傾向にありましたが、今回の判決により、貸手の調達コストや資本ではなく、借手の信用力のみが重要であることが確認されました。
- さらにBFHは、借手のスタンドアロン格付のみが重要であり、グループの平均的な信用力は重要ではないと明確に述べています。ドイツ税務当局は税務調査の際にグループ格付を参照し、グループ全体に適用される外部からのリファイナンスコストに基づいて金利を決定する傾向にあるため、BFHの見解は、実務上極めて重要です。また、スタンドアロン格付を重視するBFHの姿勢は、OECD移転価格ガイドラインに沿っています。同時に、OECDも提唱しているように、スタンドアロン格付に加えて、企業グループに所属していることから生じる暗黙の支援や、第三者が評価する際に金利に織り込まれるであろう検討項目についても、独立企業間金利の決定にあたって考慮されるべきであるという見解にも同意しています。
- またBFHは、貸手の実体に一定の要件を課すリスクコントロールに関するOECDの新しい概念についても、概ね受け入れているように見えます。しかし、BFHは本件金融子会社の実体に関する問題は、金融子会社において、あるいは金融子会社の親会社が当該金融子会社を支援または保証する関係において明らかにされるべきであり、いかなる場合であっても、借手側において議論されるものではないと明確に述べています。また、実体のない貸手からの貸付に係る金利をリスクフリーレートに限定している2021年移転価格通達パラグラフ3.92は誤った観点から議論を展開しているとして、FGミュンスターの判決と明らかに矛盾しているため採用すべきではないと断じています。

## FGケルン

### 背景

ドイツにて事業を展開しているA社は、買収資金を調達するために下図のとおり、複数のローンを通じて資金調達しました。



- 平均金利4.78%／年の銀行ローン(2種類のトランシェから構成)。有担保、シニア、満期5年。
- 金利10%／年のベンダーローン。無担保、劣後、満期6年。
- B社からの株主ローン。金利8%／年、無担保、劣後、満期9～10年。

納税者は、株主ローンの金利が独立企業原則に則っていることを示すため、比較対象取引として債券を用いた外部CUP法に基づく移転価格文書を作成しました。

## 影響と関連性

- IR 4/17の判決事例(FGミュンスター)と合わせて、FGケルンにおいてもBFHは関連者間ローンの金利計算に関してCUP法の適用を示し、関連者間ローンにおける移転価格算定方法について今後の方向性を示しています。
- BFHが示したこの方向性は、納税者が独立企業原則に則った金利を決定するための重要なガイダンスとなります。
- 強調すべき点は、納税者は契約上の取り決めにおいてローンが税務上も負債として認識されることを事前に確認しなければならないということです。そのため、契約上、融資条件に関する明確な規定が必須であり、ローン実行期間中も当該融資条件が遵守されなければなりません。
- そして、独立企業間金利を決定する際には、当該融資条件も金利に反映されていなければなりません。
- これは、移転価格分析の文脈において、適切な差異の調整の必要性がより重要になることを意味しており、内部CUP法、外部CUP法のいずれにも該当します。

FGケルンの詳細は、英語の[Newsflash](#)またはドイツ語の[Newsflash](#)をご参照ください。

## 連絡先



**Noriaki Ishigami 石神 則昭**

**Senior Manager  
Tax-Transfer Pricing**

Moskauer Str. 19  
40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)211 981 1263  
noriaki.i.ishigami@pwc.com



**Shuhei Atsuchi 厚地 崇兵**

**Manager  
Japanese Business Network (JBN)**

Moskauer Str. 19  
40227 Düsseldorf, Germany

+49 (0)151 4328 2213  
shuhei.a.atsuchi@pwc.com

## Japanese Business Network (JBN) について

PwCドイツのJapanese Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VATなど専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本人専門家が、ドイツ人専門家と二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBNのWebseiteはこちらから: [Japanese Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japanese Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2022 PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft. All rights reserved. PwC refers to the PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see <http://www.pwc.com/structure> for further details